

本店等一括提供に係る承認申請書の記載要領等

1 本店等一括提供の制度について

- (1) この申請書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項及び同法第 37 条の 14 の 2 第 25 項の規定により、金融商品取引業者等の営業所（以下「支店等」といいます。）の長が、非課税口座開設届出書に記載された事項等の提供（以下「届出事項等の提供」といいます。）について、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、当該支店等の所在地の所轄税務署以外の税務署（以下「本店等の所轄税務署」といいます。）に提供することの承認を受けようとする場合に、当該支店等の所在地の所轄税務署長に提出するものです。
（注） この申請書を提出した日から 2 月を経過する日までに税務署長から承認をした旨の通知又は承認しないこととした旨の通知がなければ、同日においてその承認があったものとされます。
- (2) この承認申請書に基づく承認を受けていた支店等が、本店等一括提供をやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「営業所所在地」、「営業所名称」、「個人番号又は法人番号」、「営業所長氏名」の各欄には、申請者の営業所の所在地、名称及び個人番号又は法人番号並びに営業所の責任者の氏名を記載してください。
- (2) 「作成担当者」欄には、この申請について回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。
- (3) 「提供先税務署長」欄には、申請事項等の提供先の税務署長を記載してください。
- (4) 「提供先税務署長に提供しようとする理由」欄には、該当する□にレ印を記載してください。なお、その他の場合には、具体的な理由を記載してください。
- (5) 「本店等の所在地」及び「本店等の名称」の各欄には、この承認申請書の承認を受けた場合に、支店等に係る届出事項等の提供を取りまとめて提供する本店等の所在地及び名称を記載してください。
- (6) 「参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。